

第3章 修了認定及び卒業

第10条 各履修科目の修了は、試験その他の方法によって当該科目担任者がこれを認定する。

2 成績は秀、優、良、可、不可の5段階に分けて評価し、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

3 合格者は、第7条の別表第1に規定する単位数を取得したものとする。

第10条の2 前条に規定する単位の認定は、授業科目の履修が修了する学年末又は学期末において行う。

第11条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、5時間の講義及び20時間の実験の授業をもって1単位とすることを基準とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

第12条 前条第1項に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項に規定する授業の方法により修得できる単位数は、60単位を限度とする。

第12条の2 大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）を卒業又は中途退学し、新たに本大学の第1年次に入学した学生の既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、教育上有益と認められる場合に限り、教授会の審議を経て、本大学において修得したものとして認定することができる。

2 前項の規定による単位認定は、60単位を超えない範囲内で行う。

3 前2項の規定による単位認定と関連して修業年限の短縮は行わない。

4 単位認定の手続等に関する規程は、別に定める。

第13条 本大学学生であつて、他大学における授業科目履修を希望する者があるとき、審査のうえ教育上有益と認められる場合に限り、学部長は、教授会の審議を経て、これを許可することができる。

2 学部長は、教授会の審議を経て、学生が前項の規定により授業科目について修得した単位を本大学において修得したものとして認定することができる。ただし、認定し得る単位数は、前条により認定する単位数と合わせて60単位を限度とする。

3 前2項に関する規程は、別に定める。

第13条の2 本大学学生であつて、入学前又は入学後に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修は、教育上有益と認められる場合に限り、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

2 前項により認定し得る単位数は、第12条の2及び前条により認定する単位数と合わせて60単位を限度とする。

3 前2項に関する規程は、別に定める。

第14条 本大学に通算して4年以上在学し、第8条から前条までに規定する方法で所定の授業科目及び単位数を履修取得した者に対しては卒業を認める。ただし、留学中の者についてはその留学期の終了後とする。

第15条 本大学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 前項の学位の授与は、神奈川大学学位規程の定めるところによる。